

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター職群班活動助成金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の職群活動を円滑に行うため、班長等の活動費について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金は、次のとおりとする。

- (1) 班長活動費 班長がその職務を全うするための経費
- (2) 副班長活動費 副班長がその職務を全うするための経費
- (3) グループ長活動費 グループ長がその職務を全うするための経費

(助成金の交付額)

第3条 前条各号に定める助成金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 班長活動費は、1班長あたり月額2,000円とし、1事業年度に2回、班長に対して交付する。
- (2) 副班長活動費は、1副班長あたり月額2,000円とし、1事業年度に2回、副班長に対して交付する。
- (3) グループ長活動費 1グループ長あたり月額2,000円とし、1事業年度に2回、グループ長に対して交付する。

2 副班長がグループ長を兼ねる場合は、グループ長活動費は交付しない。

(補 則)

第4条 助成は予算の範囲内で行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、この要綱施行以前の職群班等に関する規程、要綱、要領、基準、規則及びそれに類するものについてはその効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行をもって、社団法人さいたま市シルバー人材センター職群班活動助成金交付要綱内規は廃止する。

附 則

この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。